［別紙３－１］

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）の概要

Ⅰ　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正

１．ヘッジ・ファンド規制

外国業者が、外国投資信託を国外で設定・指図する運用形態を金融商品取引業から除外する（第 16 条第１項第９号の２）。

２．地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し

（１）地方公共団体を、一般投資家へ移行可能な特定投資家から特定投資家へ移行可能な一般投資家に分類を変更する（第 23 条）。

（２）特定投資家としての取扱いの継続を希望する地方公共団体については、施行日前からの移行手続を可能とする（附則第２条）。

３．不動産デリバティブ取引に対する規制の導入

デリバティブ取引の参照指標に行政機関や不動産関連業務を行う団体が発表・提供する不動産の賃料等を追加する（第 21 条の２）。

４．有価証券関連以外の外国市場デリバティブ取引に係る規制の明確化

外国業者が、外国から国内の金融商品取引業者等の注文（取次ぎによるものを含む。）を受ける行為や、勧誘をすることなく、外国から国内のプロ顧客の注文を受ける行為を金融商品取引業から除外する（第 16 条第１項第１号の２）。

Ⅱ　金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正

１．証券会社の連結規制・監督等

（１）主要株主規制の強化

証券会社等の議決権の過半数を保有する主要株主に係る届出の手続等について、所要の事項を定める（第 38 条の２、第 38 条の５）。

（２）証券会社及びその子法人等グループの規制・監督

①　一定以上の総資産を有する証券会社の属する親会社グループの財務状況等の定期的報告として、以下の事項を定める（第 208 条の５、別紙様式第 17 号の２・第 17 号の３）。

- 資金調達に関する支援の状況
- 営業上の取引及び業務提携等の状況
- 最終親会社の連結財務諸表
- グループ全体の連結自己資本規制比率等

・　最終親会社の子法人等の状況
・　グループ全体の資本関係図

②　事業報告書の作成、説明書類の記載事項、連結自己資本規制比率の届出等について、所要の事項を定める（第 208 条の 12～第 208 条の 15、別紙様式第 17 号の４）。

（３）指定親会社及びその子法人等グループの規制・監督

①　指定親会社による届出書類の記載事項等について、所要の事項を定める（第 208 条の 18～第 208 条の 22）。

②　事業報告書の作成、説明書類の記載事項、連結自己資本規制比率の届出等について、所要の事項を定める（第 208 条の 23～第 208 条の 30、別紙様式第 17 号の５・第 17 号の６）。

２．デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し

（１）不招請勧誘の禁止の例外として、継続的取引関係（店頭金融先物取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引等に区分）にある顧客を相手方とする取引や条件付株券貸借取引等を定める（第 116 条）。

（２）契約締結前交付書面、禁止行為等の規制について、不招請勧誘規制の対象範囲拡大に合わせて、その対象範囲を拡大する（第 79 条、第 80 条、第 94 条、第 102 条、第 113 条、第 117 条、第 123 条、第 275 条）。

３．証券取引等監視委員会による建議関係

主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド（事業型ファンド）に係る持分の販売に関し、契約締結前交付書面の記載事項に、具体的な分別管理先や分別管理の実施状況を追加する（第 92 条の２）。

III　金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正

１．国内清算機関の基盤強化

（１）主要株主規制の導入に伴い、対象議決権保有届出書の提出及び主要株主に係る認可の手続等について所要の事項を定める（第７条～第 14 条）。

（２）資本金の額の減少の認可等の手続について、所要の事項を定める（第 22 条、第 23 条）。

２．外国清算機関制度の導入

（１）外国清算機関の免許を申請する際に必要な提出書面等について、所要の事項を定める（第 29 条～第 31 条）。

（２）業務方法書の記載事項、定款・業務方法書の変更の認可、資本金の額の変更の届出等の手続等について、所要の事項を定める（第 33 条～第 37 条）。

３．国内の清算機関と外国清算機関等との連携方式による清算制度の導入

（１）連携金融商品債務引受業務となる行為として、対象取引に係る債権債務の清算のため、清算参加者と清算参加者の相手方との間で生じた対象取引に係る清算参加者の債務を第三者に負担させ、当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務は自らが負担する行為を定める（第 38 条）。

（２）連携方式の認可を申請する際に必要な提出書面等について、所要の事項を定める（第 39 条～第 41 条）。

（３）認可申請書記載事項の変更の認可等の手続等について、所要の事項を定める（第 43 条～第 46 条）。

Ⅳ　内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則、内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正

清算関連の基盤整備及び証券会社の連結規制・監督の導入に伴い、所要の規定の整備を行う。